

「ショウガイ」の表記に関するこれまでの経緯と論点（案）

1 これまでの検討内容

国会委員会決議の受け止め

- 衆議院文部科学委員会決議及び参議院文教科学委員会附帯決議に指摘されるとおり、「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方については、重く受け止める。
- 決議は、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう政府に求めている。国語分科会は、このうち「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について、検討を行ってきた。

国語分科会確認事項とその後の動向

- 決議を受け、国語分科会は、平成30年11月22日に「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）によって、「地方公共団体や民間の組織において、表にない「いしへん」の「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である」ことを確認した。
- その後、地方公共団体で「障碍」が用いられるようになった例も生じている。

表記に関しての様々な考え方

- 「障碍（礙）」という表記を用いるべきであるという考え方がある一方、当事者の中には現状の「障害」を用いるべきであるという意見もある。
- 近年、各種の調査では、「障がい者」という表記が広がっていることが確認できる。
- ただし、「障がい」という交ぜ書きに対しても賛否があり、「障」の字にも問題があるといった意見も見られる。
- そのほか、「障碍（礙）」（しょうげ）という用語の意味についての懸念も指摘されている。

用語自体の検討の必要

- 様々な意見があり合意が難しいこと、また、意味上の懸念があることからすると、単漢字の問題ではなく、用語の問題として検討すべき事柄ではないか。
- より望ましいのは、「ショウガイ」という語を使わない、新たな用語を検討することではないか。
- ただし、「碍（礙）」の字の追加については、平成22年当時に、政府の「障がい者制度改革推進本部」において行われていた「「障害」の表記の在り方」に関する検討の結果によっては、改めて検討することとすることとされていた。当時の経緯を踏まえ、より広い観点から、社会全体で「障碍（礙）者」の表記を用いていくことが決定された場合には、常用漢字表に「碍（礙）」を追加する方向で検討すべきではないか。

国語施策が「障害」の表記を採用してきた経緯

- 「障碍（礙）」は平安時代から「しょうげ（しやうげ）」として用いられてきたもので、元々は仏教語であった。
- 「碍（礙）」は呉音で「ゲ」、漢音で「ガイ」。日本では、同じ漢字を、呉音で用いる場合と、漢音で用いる場合とがあり、明治期になると「障碍（礙）」は「しょうげ」として用いられるものと共に「しょうがい」と読む例も現れるようになる。
- 「障害」は、江戸末期に生じたと考えられる日本独自の漢語であり、「障碍（礙）」が「しょうがい」とも読まれるようになったのと同時期に、読み方に揺れのない表記として現れたものと考えられる。明治期以降、「障碍（礙）」と同様の文脈で、広く用いられていた。
- 一般の雑誌、新聞においては、明治後期から大正期に掛けて、「障害」の出現頻度が「障碍（礙）」を上回っていったと見られる。「障害」が広がるに従い、「障碍（礙）」の読み方において「しょうげ」より「しょうがい」が多くなっていく様子もうかがえる。
- 国語施策は、戦前から、教育や社会生活における漢字使用を円滑なものとするという観点から、漢字の整理を行ってきた。国語施策において作成されてきた漢字表には、出現頻度や造語力の観点から「害」が採用されてきた一方、「碍（礙）」は一部を除いて採用されなかった。このため、同じように使用されていた「障碍（礙）」と「障害」の表記のうち「障害」の方が普及してきたという経緯がある。

- 特に、昭和 21 年の「当用漢字表」策定以降、一般の雑誌、新聞等のほか、各専門分野等で用いられていた「障害」と「障碍（礙）」の表記のうち、「障碍（礙）」が使用されなくなっていくものと考えられる。
- ただし、人に対して用いる「ショウガイ者」という用語は、戦後になってから社会に広く定着したものである。
- 「障害」という語は、「ショウガイ者」以外にも、様々な文脈で広く用いられ定着している。

2 検討事項

- 「ショウガイ」の表記について、多様な考え方がある現状について、どのように考えるか。
- 新しい用語を検討してはどうかという提案について、どのように考えるか。
- 教育や社会生活における漢字使用を円滑なものとするという観点から行われてきた国語施策の経緯について、補足すべきことがあるか。